

## 舞木土地区画整理事業地区内の

# 住所変更等による手続きについて

舞木土地区画整理事業の換地処分<sup>かんちしょぶん</sup>の<sup>こうこく</sup>公告を平成29年3月10日（金）に予定しています。

この公告があった翌日【3月11日（土）】から事業地区内の地番及び住所が変更になります。

そのため、地区内にお住まいの方及び事務所等を設置している法人や会社等は、住所や所在地等の変更手続きが必要となります。

このパンフレットは、地番及び住所の変更後に必要な手続きについて皆様にお知らせするために作成しましたので、参考としてください。

※換地処分（かんちしょぶん）

区画整理による土地の位置や地積等の変更により、従前の土地の代わりに土地（換地）を与えたり、金銭で清算する行政処分のことを言います。（換地は仮換地とほぼ同じ位置と地積になります。）

換地処分は、認可を受けて決定した換地計画の内容を各関係権利者に通知することで実施します。この処分は群馬県知事が換地処分があった旨の公告をした日の翌日から効力を生じます。

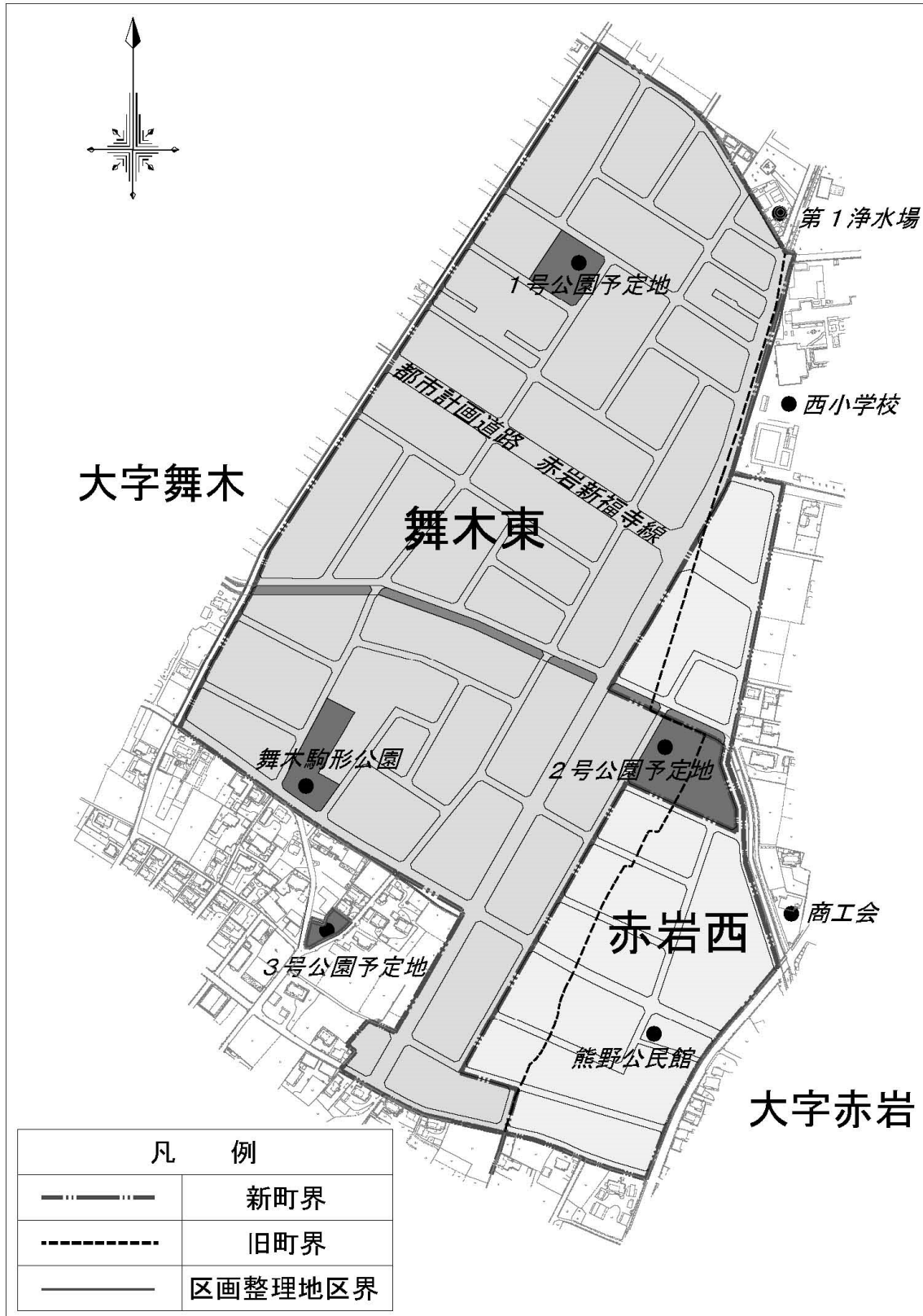
### 目次

<b>1. 新しい住所の表し方と変更日</b>	<b>1</b>
(1) 新しい住所の表し方	
(2) 変更日	
<b>2. 役場から後日、送付するもの</b>	<b>1</b>
(1) 区画整理に伴う住所等変更証明書	
(2) 住所変更通知用はがき	
<b>3. 住所変更の手続き</b>	<b>2</b>
(1) 役場が新しい住所に書き換えるもの	
(2) 法務局が新しい表示に書き換えるもの	
(3) ご自身で住所変更手続きをしていただくもの	
(4) 住所変更の手続きが不要のもの	
<b>4. 役場から住所変更情報を提供する機関</b>	<b>6</b>
<b>5. 不動産、商業、法人登記について</b>	<b>6</b>
(1) 土地・建物などの不動産登記	
(2) 商業登記・法人登記	
<b>6. その他</b>	<b>7</b>

平成29年1月

千代田町

# 新しい住所になる対象区域



## 1. 新しい住所の表し方と変更日

### (1) 新しい住所の表し方

新しい住所<sup>※</sup>は、換地処分による「新地番」を用いて表します。  
舞木土地区画整理事業地区内の土地（道路等公共用地は除く）は、すべて赤岩西 及び 舞木東の地番になります。  
また、郵便番号についても変更となる予定ですので、決定次第、お知らせします。

※新しい住所は、住まいや店舗等が建っている土地（数筆にまたがる場合は、原則として建物が多くかかる筆）の新地番をもとに設定します。

### (2) 変更日

平成29年3月11日（土）から 新地番（新住所）となります。

## 2. 役場から後日、送付するもの

### (1) 区画整理に伴う住所等変更証明書

送付するもの	説明	送付担当部署
区画整理に伴う住所等変更証明書  (地区内にお住まいの方及び本籍のある方)	変更前後の住所及び本籍を記載した証明書を送付します(変更日以降に発送予定)。  なお、証明書の窓口発行（無料）については、3月16日（木）以降、住民福祉課で発行します。	住民福祉課 住民係 0276(86)7001
法人等所在地変更証明書  (地区内に設立・設置届出のある法人)	変更前後の所在地を記載した証明書を送付します(変更日以降に発送予定)。  なお、証明書の窓口発行（無料）については、3月16日（木）以降、都市整備課で発行します。	都市整備課 都市計画係 0276(86)7003

### (2) 住所変更通知用はがき

日本郵便（株）から提供される「住所変更通知用はがき」（切手不要）を1世帯あたり30枚、1事業所あたり50枚を後日、お配りします。  
お知り合いや取引先などへの新住所のお知らせにご利用ください。

### 3. 住所変更の手続き

#### (1) 役場が新しい住所に書き換えるもの

住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票、選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄及び「(4) 住所変更手続きが不要なもの」の表に記載のものは役場等で書き換えます。

#### (2) 法務局が新しい表示に書き換えるもの

不動産（土地登記簿、建物登記簿）の表題部の所在欄は、法務局が職権で書き換えます。

ただし、所有権登記名義人などの住所欄は、本人の申請があるまで変わりませんのでご自身による住所変更登記が必要です。

#### (3) ご自身で住所変更手続きをしていただくもの

役場や法務局等が変更するものの他、ご自身の必要に応じて住所変更等の手続きが必要となるものがあります。主なものとして、次のものがあります。

項目 (何を)	対象者 (だれが)	届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)	問い合わせ先 (電話番号)
不動産 登記簿	土地、建物の 登記簿上の所 有者	前橋地方 法務局 太田支局	必要が生じた とき (売買、贈与、 抵当権設定・抹 消等)	登記申請書 印鑑(認印) 住所等変更証明書 *証明書添付により登録免許 税免除	前橋地方法務局 太田支局 0276(32)6100
商業・法人 登記簿	会社、法人の 代表者	前橋地方 法務局	本店所在地(原 則、変更後2週 間以内)  支店所在地(原 則、変更後3週 間以内)	登記申請書 会社法人の代表者印 法人等所在地変更証 明書 *証明書添付により登録免許 税免除	前橋地方法務局 027(221)4466
運転免許証	お持ちの方	大泉町 交通センター	できる限りお 早めに	運転免許証 住所等変更証明書	大泉町交通センター 0276(62)2687
自動車 検査証	自動車、オートバ イ(126cc以上) をお持ちの方	関東運輸局 群馬運輸支局	必要が生じた とき	自動車検査証 印鑑(認印) 住所等変更証明書 *変更申請用紙が必要とな ります。	関東運輸局 群馬運輸支局 ヘルプデスク 050(5540)2021

項目 (何を)	対象者 (だれが)	届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)	問い合わせ先 (電話番号)
軽自動車 検査証	軽自動車（軽 四輪、軽三輪） をお持ちの方	軽自動車 検査協会 群馬事務所	必要が生じた とき	軽自動車検査証 印鑑（認印） 住所等変更証明書	軽自動車検査協会 群馬事務所 コールセンター 050(3816)3109
理容所確認済 書、美容所確 認済書、クリ ーニング所確 認済書	許可等を受け られている方	館林保健 福祉事務所	必要が生じた 時 またはおいで の時	変更届出書 許可証または確認済 書 印鑑（認印） 住所変更等証明書	館林保健福祉 事務所 0276(72)3230
労働保険	登録をされて いる方	太田労働 基準監督署	変更日の翌日 から起算して 10日以内	名称・所在地等変更届 出書（備付け）	太田労働基準 監督署 0276(45)9920
労災年金（傷 病・障害・遺 族）			定期報告時	住所・氏名変更届出書 （備付け） 住所変更等証明書	
マイナンバー カード	お持ちの方	役場 住民福祉課	できる限りお 早めに	マイナンバーカード <sup>※</sup>	住民福祉課 住民係 0276(86)7001
マイナンバー 通知カード				マイナンバー通知カード <sup>※</sup> 本人確認書類（免許証 等）	
住民基本台帳 カード （顔写真付）				住民基本台帳カード <sup>※</sup>	
住民基本台帳 カード （顔写真無）				住民基本台帳カード <sup>※</sup> 本人確認書類（免許証 等）	
在留カード、 特別永住者 証明書				在留カード <sup>※</sup> 特別永住者証明書	
年 金	共済年金を受 給されている 方	各共済組合	各共済組合へお問い合わせください。		

項目 (何を)	対象者 (だれが)	届出先 (どこへ)	期限 (いつまでに)	必要書類等 (何を持って)	問い合わせ先 (電話番号)
年金	厚生年金共済組合加入者及びその配偶者(第3号被保険者)	勤務先	変更後14日以内	勤務先にご確認ください。	
身体障害者手帳	お持ちの方	役場 住民福祉課	できる限りお早めに	変更届出書(役場備え付け) 手帳もしくは受給者証 印鑑(認印) マイナンバーがわかるもの (カード・通知カード)	住民福祉課 福祉係 0276(86)7000
療育手帳					
精神保健福祉手帳					
自立支援医療受給者証(精神通院)					

### ●郵便局について

郵便局宛てに住所移転(変更)届を提出してください。  
後日、「住所変更のお知らせ」はがきと共に役場より送付します。

### ●東京電力について

お客様番号を確認の上、電話にて住所変更を申し出てください。

東京電力カスタマーセンター 0120-995-222

### ●NTTについて

電話にて住所変更を申し出てください。

NTT東日本 (局番なし) 116

※以上、主なものについて記載しましたが、この他にも法令等により届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

#### (4) 住所変更の手続きが不要のもの

年金（国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金）を受給されている方	特段の手続きは不要です。	
国民年金第1号被保険者	役場から年金事務所に報告します。	
国民健康保険被保険者証	該当の方に新住所の保険証等を送付します。	住民福祉課 保険年金係 0276(86)7001
国民健康保険退職被保険者証		
国民健康保険限度額適用認定証 ・標準負担額減額認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		
国民健康保険高齢受給者証		
後期高齢者医療被保険者証		
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		
後期高齢者医療特定疾病療養受療証		
福祉医療費受給資格者証		
介護保険被保険者証		
介護保険負担限度額認定証		
介護保険負担割合証		
犬の登録台帳	新住所に自動更新されます。	環境保健課 環境係 0276(86)5411
下水道		環境保健課 下水道係 0276(86)5411
上水道		群馬東部水道企業団 館林支所 0276(80)3201

## **4. 役場から住所変更情報を提供する機関**

次の機関には役場から住所変更が行われる旨を伝えます。

- ・大泉郵便局
- ・大泉警察署
- ・千代田消防署

## **5. 不動産、商業、法人登記について**

### **(1) 土地・建物などの不動産登記**

土地・建物登記の表題部（所在・地番・地積等）は舞木土地区画整理組合の届出により法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は登記名義人の申請に基づくものであるため組合での書き換えはできません。

所有者の方が変更手続きを行ってください。

#### **【留意事項】**

- ・区画整理登記の完了後に前橋地方法務局太田支局で変更手続きをしてください。ただし、換地処分公告のあった日の翌日から一定期間は区画整理登記のため、地区の土地・建物の登記はできなくなります。
- ・変更手続きは、直ちにしなければならないものではありませんが、不動産の売買、名義人変更、分合筆等をする場合には必ず併せて手続きをしてください。
- ・変更登記申請は、後日発行する「住所等変更証明書」（法人の場合は「法人等所在地変更証明書」）を添付すれば登録免許税が非課税となります。（登録免許税法第5条第5号）

#### **【土地・建物などの不動産登記に関する問い合わせ先】**

前橋地方法務局太田支局 0276(32)6100

### **(2) 商業登記・法人登記**

商業登記（会社関係）に登載の本店・支店及び役員の住所、あるいは法人登記（会社を除く法人）に登載の主たる事務所、従たる事務所および役員の住所については、法務局へ変更登記を申請してください。

#### **【留意事項】**

- ・商業登記・法人登記については、換地処分公告のあった日の翌日から変更手続きを行うことができます。
- ・変更登記期間は原則としてその登記の事由が発生したとき（換地処分公告の



あった日の翌日) から、本店の所在地においては2週間以内、支店の所在地においては3週間以内とされていますので、速やかに変更登記申請をしてください。(会社法第915条第1項, 第930条第3項)

- ・変更登記申請は、後日発行する「住所等変更証明書」(法人の場合は「法人等所在地変更証明書」)を添付すれば登録免許税が非課税となります。(登録免許税法第5条第5号)

#### 【商業登記・法人登記に関する問い合わせ先】

前橋地方法務局 027(221)4466

## 6. その他

- ・各手続きについては、役場各担当課及び取扱機関へお問い合わせください。
- ・住所等の変更手続きにおいて「住所等変更証明書」が不足する場合は、**平成29年3月16日(木)**から役場住民福祉課で発行します。(変更日から数週間は窓口が大変混雑することが予想されます。)
- ・舞木土地区画整理事業の固定資産税(土地)の課税については、現在「みなす課税」が実施されています。「みなす課税」とは、仮換地指定され使用収益を開始した土地や保留地について、使用者を所有者とみなして課税するものです(地方税法第343条第6項)。この「みなす課税」は、賦課期日(1月1日)現在での仮換地された土地の地積、現況地目で行い、換地処分されるまで続きます。  
今回の換地処分の公告日は平成29年1月1日以降のため、平成29年度課税については、引き続き「みなす課税」となります。平成30年度以降につきましては、すでに換地処分となっているので、原則として登記された所在等により課税となります。
- ・燃料会社(ガス)、銀行口座、クレジットカード、各種保険、携帯電話等の個人で所有、加入しているものについては、それぞれ対応が異なりますので関係機関にお問い合わせください。
- ・この他、勤務先、町立を除く学校・幼稚園・保育園などへの連絡もお願いします。
- ・以上、主なものについて記載しましたが、この他にも法令等により届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

千代田町役場都市整備課都市計画係 TEL0276(86)7003